



新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 Tel.0254-22-4390
 FAX 22-4705
 2020. 3. 2
 NO 2193

4月から 高年齢労働者も

雇用保険料の徴収が必要になります

雇用保険の高年齢被保険者（満64歳以上）の保険料はこれまで免除されてきましたが、経過措置の終了により、今年4月からは保険料が発生します。

今年4月1日以降に締め切り日が到来する給与から、該当する労働者の給与から雇用保険料を徴収することになりますのでご注意ください。

徴収を開始する月は、給与の締め切り日と支給日の関係で次のようになります。

（例1）毎月25日締め、末日支給の場合

　　4月25日締め、4月30日支給分から

　　③3月26日～31日分の給与も保険料徴収の対象となります。

（例2）毎月末日締め、翌月10日支給の場合

　　4月30日締め、5月10日支給分から

ご不明な点は民商までお問い合わせください。

「3・13 重税反対統一行動

新発田北蒲集会」(集団申告)



日時 3月13日(金)

午前9時10分開会

会場 新発田市生涯学習センター 講堂

※市役所第3駐車場(文化会館となり)または
 第4駐車場(旧市役所跡)をご利用ください

※プラカード等の準備と当日の打ち合わせを

3月8日(日)午前10時から事務所で行います。

各支部から役員に参加をお願いします。

「換価の猶予」学習・相談会

消費税の引き上げで納税額が増え、「一度に納付できない」という方も多いと思います。一度に税金を納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合には、申請により「換価の猶予」を受け、分納することができます。

新発田民商では、左記の日程で学習・相談会を行います。(この日に都合がつかない場合は、ほかの日に対応しますので事務所までご連絡ください)

とき 3月24日(火) 夜7時～

会場 新発田民商事務所 2階

一人親方労災保険に加入している皆さん

来年度(令和2年度)の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、一人親方労災保険からの脱退を希望する方は、3月13日(金)までに民商事務所までご連絡ください。

3月末までに労働局に申請しないと、「給付基礎日額」の変更ができなかったり、来年度の保険料が発生したりしますのでご注意ください。

「一人親方労災保険」の加入は民商で

労働者を雇用していない事業主(一人親方)も労災保険に加入できます。「新発田民商建設業一人親方組合」で建設業関係(大工、とび、左官など)の方が加入できます。

また、運送事業の方も「新商連運送業部会」を通じて加入できるようになりました。ぜひ民商にご相談ください。



今後の日程

3月6日(金) ……二役会

3月8日(日) ……3・13集会準備

3月18日(水) ……弁護士による「法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)